

議案第16号

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の設定について

次のとおり鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年11月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第2項第1号（法第21条の5の16第4項及び第24条の9第2項（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第21条の5の18第1項及び第2項並びに第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援の事業及び指定障害児入所施

設の従業者、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(一般原則)

第3条 指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等は、障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画（以下「障害児支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して支援を行い、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に支援を行わなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等は、障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った支援を行わなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者の要件)

第4条 法第21条の5の15第2項第1号（法第21条の5の16第4項及び第24条の9第2項（法第24条の10第4項において準用する場合を含

む。)において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人(病院又は診療所において行う医療型児童発達支援に係る指定にあっては、個人又は法人)とする。ただし、暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者を除く。

(指定通所支援の事業の基本方針)

第5条 指定通所支援の事業は、次の基本方針により行うものとする。

- (1) 児童発達支援は、障害児が日常生活における基本的な動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行わなければならない。
- (2) 医療型児童発達支援は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行わなければならない。
- (3) 放課後等デイサービスは、障害児が生活能力を向上させ、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な指導及び訓練を行わなければならない。
- (4) 保育所等訪問支援は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行わなければならない。

(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準)

第6条 指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、障害児通所支援の種類に応じ、別表第1のとおりとする。ただし、児

童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援並びに障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援及び同条第15項に規定する就労継続支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る当該基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

2 前項に規定する基準のうち法第21条の5の4第1項第2号の条例で定めるものは、別表第1の1の表従業者の配置の項第5号及び3の表従業者の配置の項第5号に掲げる基準とする。ただし、障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護を行う障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者及び介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護を行う同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者の事業所に係る当該基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

3 前2項に定めるもののほか、指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営に関する基準並びに当該基準のうち法第21条の5の4第1項第2号の条例で定めるものは、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

（指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準）

第7条 指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準は、障害児入所施設の区分に応じ、別表第2のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準は、指定障害児入所施設の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(平成24年4月1日前から継続している事業等の特例)

2 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）附則第22条第1項の規定により指定障害児通所支援事業者とみなされた者に対する第6条第1項及び別表第1の規定の適用については、平成27年3月31日までの間、同項中「別表第1」とあるのは「別表第1（1の表従業者の配置の項第1号(1)のウ及びエ並びに(4)並びに3の表従業者の配置の項第1号(3)及び(4)並びに第4号を除く。）」と、別表第1の1の表障害児支援計画の項中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「管理者」とする。

3 整備法附則第22条第2項の規定により指定障害児通所支援事業者とみなされた者に対する別表第1の1の表従業者の配置の項第2号の規定の適用については、同号中「言語聴覚士」とあるのは、「言語機能訓練担当職員」とする。

4 整備法附則第27条前段の規定により指定障害児入所施設とみなされた施設（この条例の施行の日以後に増築され、又は改築された部分を除く。）に対する第7条第1項の規定の適用については、同項中「別表第2」とあるのは、「別表第2（1の表設備の項第3号を除く。）」とする。

別表第1（第6条関係）

1 児童発達支援

区分	基準
従業者の配置	<p>1 児童発達支援センターであるものを除き、従業者は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 次に掲げる従業者を置くこと。<ul style="list-style-type: none">ア 管理者イ 指導員又は保育士ウ 児童発達支援管理責任者エ 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。）(2) 主として重症心身障害児が通う場合は、(1)に掲げる従業者のほか、看護師を置くこと。(3) 指導員又は保育士のうち1人以上は、常勤であること。(4) 児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤であること。 <p>2 児童発達支援センターの従業者は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 次に掲げる従業者を置くこと。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。<ul style="list-style-type: none">ア 管理者イ 児童指導員及び保育士ウ 栄養士エ 調理員

	<p>オ 児童発達支援管理責任者</p> <p>カ 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。）</p> <p>(2) 主として難聴児が通う場合は、(1)に掲げる従業者のほか、言語聴覚士を置くこと。</p> <p>(3) 主として重症心身障害児が通う場合は、(1)に掲げる従業者のほか、看護師を置くこと。</p> <p>(4) 従業者（管理者を除く。）は、専ら当該児童発達支援センターの職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、栄養士及び調理員を、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p> <p>3 従業者は、利用者の数及び障がいの程度に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p> <p>4 主として重症心身障害児が通う事業所及び児童発達支援センターは、嘱託医師を定めておくこと。</p> <p>5 管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>6 常時1人以上の従業者を利用者の指導、訓練等に従事させること。</p>
設備	<p>1 児童発達支援センターであるものを除き、設備は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる設備を設けること。</p> <p>ア 指導訓練室</p> <p>イ サービスの提供に必要な設備及び備品等</p> <p>(2) 指導訓練室は、利用者の数及び障がいの程度に応じ、規則で定める広さ及び機械器具等を有すること。</p> <p>(3) 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を置くこと。</p> <p>2 児童発達支援センターの設備は、次のとおりとする。</p>

	<p>(1) 次に掲げる設備を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>ア 指導訓練室</p> <p>イ 遊戯室</p> <p>ウ 屋外遊戯場（付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）</p> <p>エ 医務室</p> <p>オ 相談室</p> <p>カ 調理室</p> <p>キ 便所</p> <p>ク サービスの提供に必要な設備及び備品等</p> <p>(2) (1)に掲げる設備のほか、主として知的障がいのある児童が通う場合は静養室を、主として難聴児が通う場合は聴力検査室を設けること。</p> <p>(3) (1)に規定する設備は、利用者の数及び障がいの程度に応じ、規則で定める広さ及び機械器具等を有すること。</p> <p>(4) 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を置くこと。</p> <p>3 専ら当該事業の用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。</p>
利用定員	10人以上とすること。ただし、主として重症心身障害児が通う場合は、5人以上とすることができる。

サービスの開始	<ol style="list-style-type: none">1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。2 サービスを提供する地域等を勘察し、利用申込者に係る児童に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合は、適当な他の福祉サービスを提供する者の紹介その他の措置を講ずること。3 利用の申込みを受けたときは、利用申込者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について同意を得ること。<ol style="list-style-type: none">(1) 事業の目的及び運営の方針(2) 従業者の職種、人数及び職務の内容(3) 営業日及び営業時間(4) 利用定員(5) サービスの内容並びに利用者の保護者から受領する費用の種類及びその額(6) 事業の実施地域(7) サービスの利用に当たっての留意事項(8) 緊急時等における対応方法(9) 非常災害対策(10) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類(11) 虐待の防止のための措置に関する事項(12) 従業者の勤務体制(13) その他サービスの選択に資する重要事項
障害児支援計画	<ol style="list-style-type: none">1 児童発達支援管理責任者に障害児支援計画を作成させること。

	<ol style="list-style-type: none">2 障害児支援計画は、適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等を評価することを通じて保護者及び利用者の希望する生活並びに課題等を把握する作業（以下「アセスメント」という。）の結果に基づき、障がいの特性に応じた利用者の発達を支援する適切な内容とすること。3 アセスメントを行うときは、利用者及びその保護者に対して面接すること。また、面接の趣旨を十分に説明し、その理解を得ること。4 障害児支援計画の原案を作成したときは、利用者に対するサービスの提供に当たる他の担当者等の意見を聴くとともに、利用者及びその保護者に対して説明し、文書によりその同意を得ること。5 障害児支援計画を作成したときは、当該障害児支援計画を当該利用者の保護者に交付すること。
サービスの提供	<ol style="list-style-type: none">1 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておくこと。2 サービスを提供したときは、提供日、提供したサービスの内容その他必要な事項を記録し、利用者の保護者の確認をとること。3 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第15条の規定に従い、利用者の心身に有害な影響を与える行為をしないよう、従業者の研修を実施するなどの必要な措置を講ずること。4 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は、行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。5 児童発達支援センターの管理者は、利用者に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその利用者の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的

	<p>苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用しないこと。</p> <p>6 感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>7 サービスの開始の項第3号(1)から(11)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を定めること。</p> <p>8 利用者の保護者から受領する費用は、提供されるサービスに要する費用のうち規則で定めるものに限ること。</p> <p>9 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者又はその保護者及び従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p>10 提供するサービスについて定期的に点検し、その結果を利用者及びその保護者に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p>
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する帳簿、サービスの提供の項第2号及び第4号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他提供するサービスの状況に関する記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
事故等への対応	<p>1 従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らさないようにするために必要な措置を講ずること。また、他の福祉サービスを提供する者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておくこと。</p> <p>2 サービスの提供により利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、速やかに県、市町村及び当該利用者の家族に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</p>

- 3 利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、サービスに関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。
- 4 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。
- 5 法第21条の5の21第1項又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。

2 医療型児童発達支援

区分	基準
従業者の配置	<ul style="list-style-type: none"> 1 診療所として必要な従業者のほか、次に掲げる従業者を置くこと。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 管理者 (2) 児童指導員 (3) 保育士 (4) 看護師 (5) 理学療法士又は作業療法士 (6) 児童発達支援管理責任者 (7) 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合に限る。） 2 管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。

	<p>3 従業者（管理者を除く。）は、専ら当該事業所の職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>4 常時1人以上の従業者を利用者の指導、訓練等に従事させること。</p>
設備	<p>1 診療所として必要な設備のほか、次に掲げる設備を設けること。</p> <p>(1) 指導訓練室</p> <p>(2) 屋外訓練場</p> <p>(3) 相談室</p> <p>(4) 調理室</p> <p>(5) 手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</p> <p>2 設備は、専ら当該事業の用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。</p> <p>3 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</p>
利用定員	<p>10人以上とすること。</p>
サービスの開始	<p>1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 サービスを提供する地域等を勘案し、利用申込者に係る児童に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合は、適当な他の福祉サービスを提供する者の紹介その他の措置を講ずること。</p> <p>3 利用の申込みを受けたときは、利用申込者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について同意を得ること。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、人数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 利用定員 (5) サービスの内容並びに利用者の保護者から受領する費用の種類及びその額 (6) 事業の実施地域 (7) サービスの利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) 従業者の勤務体制 (12) その他サービスの選択に資する重要事項
障害児支援計画	1 の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。
サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、提供日、提供したサービスの内容その他必要な事項を記録し、利用者の保護者の確認をとること。</p> <p>2 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、利用者の心身に有害な影響を与える行為をしないよう、従業者の研修を実施するなどの必要な措置を講ずること。</p>

	<p>3 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は、行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。</p> <p>4 管理者は、利用者に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその利用者の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用しないこと。</p> <p>5 感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>6 サービスの開始の項第3号(1)から(10)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を定めること。</p> <p>7 利用者の保護者から受領する費用は、提供されるサービスに要する費用のうち規則で定めるものに限ること。</p> <p>8 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者又はその保護者及び従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p>9 提供するサービスについて定期的に点検し、その結果を利用者及びその保護者に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p>
記録の作成及び保存	1の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。
事故等への対応	1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。